平成２２年（フ）第９４９号
栃木県宇都宮市野沢町10番地141、前住所栃木県宇都宮市上戸祭４丁目15番26号
債務者　髙橋富美雄
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５０号
栃木県宇都宮市野沢町10番地141、前住所栃木県宇都宮市上戸祭４丁目15番26号
債務者　髙橋ヤイ子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９号
栃木県宇都宮市今泉３丁目11番12号
債務者　鈴木　茂男
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第９８号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目46番６号
債務者　猪瀬有美子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５号
栃木県那須烏山市大木須524番地３
債務者　秋元久美子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０６号
栃木県宇都宮市駒生２丁目15番24号　コーポメール203号、前住所栃木県宇都宮市戸祭３丁目４番15号　宇都宮プラザＤ708
債務者　鈴木　喜正
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８号
横浜市神奈川区浦島町363番地１　スカイコート神奈川新町902号
債務者　吉開　隆一
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１６号
岡山市中区倉益293番地19
債務者　森田　昌夫
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１７号
岡山市中区倉益293番地19
債務者　森田　香織
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００号
東京都府中市武蔵台１丁目５番地第１武蔵台住宅104
債務者　小野　朝子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５８号
岡山市福浜町11番３号
債務者　神原　文夫
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９号
岡山市福浜町11番３号
債務者　神原　郁代
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１７号
岡山市南区福島４丁目19番８号　谷口コーポ１Ｆ
債務者　鈴木　正志
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３８号
岡山市中区江並160番地14
債務者　毛利　久容
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８号
岡山市中区四御神836番地　市営住宅Ｃ506―17
債務者　恒次圭一郎
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４号
岡山市中区乙多見265番地１　宮ノ里市営住宅７―１
債務者　川合　良一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部